

「特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期世代安定雇用実現コース)」を新設します！

「特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）」の要件を見直し、
拡充しました！

この助成金は、いわゆる**就職氷河期**に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を支援し、その就職を促進するため、対象労働者を**正規雇用労働者**として雇い入れる事業主に対して支給されるものです。

支給要件の変更点

令和2年2月14日以降の紹介および雇い入れから対象となります。

安定雇用実現コース		就職氷河期世代安定雇用実現コース
【支給要件（対象労働者の要件）】		
(1) 年齢 雇入れ日時点の満年齢が35歳以上60歳未満の方	→	(1) 年齢 <u>雇入れ日時点の満年齢が35歳以上55歳未満の方</u>
(2) 正社員経験 ①正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下 ②雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方	→	(2) 正社員経験 雇入れの日の前日から起算して <u>過去5年間に</u> 正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方
(3) 現在の就業状態 ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介の時点で失業状態にある方	→	(3) 現在の就業状態 ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介の時点で ①失業状態または 非正規雇用労働者 の方 ②ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などで就労向けた個別支援等を受けている方

※安定雇用実現コースの対象労働者として令和2年3月31日までに紹介され、雇い入れた場合、安定雇用実現コースの支給要件などが適用されます。

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020214開若01